

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第十八号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十九年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第三項第二号中「第七項第二号」を「第八項第二号」に改め、同条第四項中「この項」の下に「及び次項」を、「限る。」の下に「をいう。」を加え、同条第八項中「別表第一の八の項」を「別表第一の十の項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「別表第一の七の項」を「別表第一の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 前号の認定を受けた生徒の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第二条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第一の五の項」を「別表第一の六の項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 前号の認定を受けた生徒の保護者等（保護者及び当該生徒（保護者がいない者に限るものとし、当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者とする。）をいう。第九項第二号において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。